相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区淀木津町三一〇番地、最後の住所京都市伏見区石田森南町三四番地醍醐石田団地三三―一〇五　被相続人　亡　小野寺一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町三三四番地　日昇ビル五階　北峯法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北峯　功三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区中川六丁目三七番地二、最後の住所大阪府守口市東郷通三丁目六番二六号　被相続人　亡　**中切**　章二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市安中町一丁目三番、最後の住所大阪府八尾市安中町一丁目三番二八号　被相続人　亡　羽田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

大阪市北区西天満四―三―二五梅田プラザビル五階　相続財産管理人　弁護士　濵野　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府摂津市鳥飼西三丁目二番、最後の住所大阪府摂津市鳥飼西三丁目二番三八―五号　被相続人　亡　石原　**俊彦**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

大阪市北区西天満一丁目一一番二〇―一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一一階　相続財産管理人　弁護士　藤井　美江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市白浜町丙四一四番地、最後の住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北三丁目二一七番地三　被相続人　亡　河野　通伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地　相続財産管理人　弁護士　谷林　一憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区東雲通一丁目二〇番地七、最後の住所神戸市兵庫区駅前通三丁目二番二六―三〇二号　被相続人　亡　奥風　弘司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

神戸市中央区中町通二―三―二　三共神戸ツインビル一〇階　兵庫法律センター法律事務所　相続財産管理人　弁護士　丹治　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市南町一六七番地三、最後の住所岡山県高梁市八幡町二番地　被相続人　亡　安藤　友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

事務所岡山市北区富田町二丁目一二番一六号センチュリー富田町ビル六階　相続財産管理人　弁護士　佐藤　弘一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区神田町二丁目二〇六番地二二、最後の住所岡山市北区青江三丁目四番六号エメラルドマンション二〇六　被相続人　亡　満藤　雄次（登記記録上の氏名　満藤雄次）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月八日

事務所岡山市北区番町一丁目二番一九号　相続財産管理人　弁護士　荒木　裕之

無縁墳墓等改葬公告

曹洞宗常喜寺墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することにしました。墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月八日

一、墳墓等所在地　島根県松江市西津田五丁目五番四三号

一、墳墓等の名称　曹洞宗常喜寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　島根県松江市西津田五丁目五番四三号　常喜寺住職　須田　哲史

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価書の公告

奈良県環境影響評価条例（平成十年奈良県条例第十一号）第十九条の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という）及びこれを要約した書類（以下「評価書要約書」という）を作成しましたので同条例第二十一条の規定に基づき、以下のとおり公告します。

一、事業者の氏名及び住所

名称　徳本砕石工業株式会社

代表者の氏名　徳本　達夫

主たる事務所の所在地

奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業

種類　土石採取事業の変更の事業

規模　対象事業実施区域の面積

六十九．二四ｈａ

三、対象事業実施区域

奈良県吉野郡大淀町芦原三七七番地の一他九十五筆

奈良県高市郡高取町清水谷二二九二番地の二他八十三筆

四、関係地域の範囲

奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

五、評価書及び評価書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課、奈良県高市郡高取町役場住民課、奈良県高市郡明日香村役場住民課、奈良県吉野郡大淀町役場環境整備課、徳本砕石工業株式会社本社内受付

平成二十八年十二月八日（木）から平成二十九年一月六日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前九時から午後五時

（会場によっては異なる場合があります。）

縦覧期間中は、左記のウェブサイトにて本評価書及び評価書要約書をご覧いただけます。

http://tokumoto-g.com/saiseki.html

平成二十八年十二月八日

奈良県吉野郡大淀町芦原五三一番地の六　徳本砕石工業株式会社　代表取締役　徳本　達夫

第17期決算公告

平成28年12月8日

埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目44番１号

マミーサービス株式会社

代表取締役　奥野　峰晴

貸借対照表の要旨　（平成28年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	246,832	流動負債	429,787
		（うち賞与引当金）	(7,882)
固定資産	484,511	固定負債	42,130
		（うち役員退職給付引当金）	(17,080)
		株主資本	259,426
		資本金	90,000
		資本剰余金	174,425
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	173,825
		（うち当期純利益）	(117,682)
		自己株式	△5,000
資産合計	731,343	負債・純資産合計	731,343